

# 令和8年度中央区商工業融資制度一覧

## 基本要件

- ① 中央区内に事務所または事業所を有し、中央区内で同一事業を継続して1年以上営んでいること\*
- ② 税金を滞納していないこと
- ③ 法人の場合は、中央区に事業所登記があること
- ④ 信用保証協会の保証対象業種を営んでいる中小企業者であること
- ⑤ 必要な許認可を受けていること

種別	制度融資名	限度額 差額	資金 用途	申込要件	区分	融資 限度額	融資利率 年2.0%		返済 期間	保証料 補助	信用 保証	担保
							利子補給利率 ( )内は優遇利率適用時の利率	本人負担利率				
継続支援資金融資	一般運転資金	○	運転資金	基本要件と同じ。 ○資本金1,000万円以下かつ従業員10人(卸・小売・サービス業は4人)以下 (他の小規模企業資金との重複利用不可)	一般区民	2,500万円 2,700万円	年1.1% (年1.2%)	年0.9% (年0.8%)	7年以内 (据置6か月以内を含む)	3分の2	原則として要する(保証人については東京信用保証協会の規定に準ずる)	(店舗・工場等小規模再開発資金・団体資金は必要に応じて有担保) 原則として、既存の保証付融資額との合計が八千万円以下の場合には無担保。八千万円超の場合には有担保。
	小規模企業資金	×			一般区民	1,500万円 2,000万円	年1.7% (年1.8%)	年0.3% (年0.2%)		全額		
	一般設備資金	○	設備資金	基本要件と同じ。 ○生鮮三品=青果・食肉・鮮魚の食品小売店を営む方 ○公害対策=アスベスト除去工事、公害防止設備等導入の場合 ○省エネ対策=省エネ設備の導入や建物の緑化工事等を行う場合 ○資本1,000万円以下かつ従業員10人(卸・小売・サービス業は4人)以下 (他の小規模企業資金との重複利用不可)	一般区民	2,600万円 3,000万円	年1.1% (年1.2%)	年0.9% (年0.8%)	9年以内 (据置6か月以内を含む)	3分の2		
	生鮮三品 公害対策 省エネ対策	○			3,000万円	年1.7% (年1.8%)	年0.3% (年0.2%)	全額				
	小規模企業資金	×			一般区民	1,500万円 2,000万円	年1.7% (年1.8%)	年0.3% (年0.2%)		全額		
	小規模企業特例緊急運転資金	×	運転資金	基本要件と同じ。 ○資本金1,000万円以下かつ従業員10人(卸・小売・サービス業は4人)以下	一般区民	300万円	年1.95% (年1.8%)	年0.05% (年0.04%)	2年以内 (据置3か月以内を含む)	全額		
	年末特別資金	×	運転資金	基本要件と同じ。 ○年末年始に関する資金(賞与、年末仕入等) ※受付開始 令和8(2026)年10月1日(木)	一般区民	300万円	年1.5% (年1.6%)	年0.5% (年0.4%)	11か月以内 (据置1か月以内を含む)	全額		
創造支援資金融資	創造支援資金	×	運転資金 および 設備資金	○事業を営んでいない個人で、中央区内で創業する者または中央区内で創業して1年未満の事業者(創業予定の場合は、融資と同額以上の自己資金があり、融資実行日から1か月以内に個人で、または2か月以内に法人で創業すること) ○分社化=中央区内中小企業者である法人が、事業の全部または一部を継続しつつ、新たに中央区内で法人を設立すること、または設立して1年未満であること(いずれもその法人が新設法人の筆頭株主であること) ○事業転換または事業の多角化を中央区内で行う中小企業者	一般区民	1,500万円 2,000万円	年1.7% (年1.8%)	年0.3% (年0.2%)	7年以内 (据置6か月以内を含む)	全額		
	店舗・工場等 小規模再開発資金	×	設備資金	○対象物件が中央区内であること ○敷地面積 1敷地の場合100㎡(特例50㎡)以上 2以上の敷地の場合165㎡(特例100㎡)以上 ○建物の1の階の全部または延べ床面積の30%以上を営業を行う店舗・工場とし、延べ床面積の20%以上を住宅として、完成後居住すること	一般区民	10,000万円	年1.1% (年1.2%)	年0.9% (年0.8%)	10年以内 (据置6か月以内を含む)	3分の2		
応援資金融資	経営改善支援資金	○	運転資金 および 設備資金	○最近3か月または1年間の売上高・生産額が前年同期と比較して減少していること、またはセーフティネット保証1~8号のいずれかの要件に該当していること ①連鎖倒産防止 ②取引先企業のリストラ等の事業活動の制限 ③突発的災害(事故等) ④突発的災害(自然災害等) ⑤業況の悪化している業種 ⑥取引先金融機関の破綻 ⑦金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整 ⑧金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡	一般区民	1,500万円 2,000万円	年1.7% (年1.8%)	年0.3% (年0.2%)	7年以内 (据置6か月以内を含む)	一般:3分の2 区民:全額		
	事業承継資金	×	運転資金 および 設備資金	3年以内に中央区内で事業承継を予定していること、または中央区内で事業承継後5年以内であること ※M&Aは対象になりません	一般区民	2,000万円	年1.7% (年1.8%)	年0.3% (年0.2%)	7年以内 (据置6か月以内を含む)	全額		
	借換資金 (新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金)	×	借換資金	○中央区新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金の返済中であること	一般区民	2,000万円	年1.7% (年1.8%)	年0.3% (年0.2%)	7年以内 (据置12か月以内を含む)	全額		
	災害復旧資金	×	運転資金 および 設備資金	○火災および風水害等により損失を受け、り災証明等の交付を受けた方(災害救助法の適用を受けた場合を除く)	一般区民	1,000万円 1,200万円	年1.7% (年1.8%)	年0.3% (年0.2%)	7年以内 (据置6か月以内を含む)	一般:3分の2 区民:全額		
	団体資金	×	共同事業資金 近代化設備資金	○中小企業者で組織された商工団体で、構成員の3分の2以上が区内に事業所を有すること ○団体設立後、1年以上の営業実績を有すること ○構成員の3分の2以上が保証協会の保証対象業種を営んでいること 以上のすべての要件を満たす法人格を有する組合、および区長が必要と認めた任意団体	法人任意 法人任意	3,000万円 1,500万円 5,000万円 2,500万円	年1.3% (年1.4%)	年0.7% (年0.6%)	6年以内(据置6か月以内を含む) 10年以内(据置6か月以内を含む)	法人:全額 任意団体は保証対象外		
	区融資一本化	×	運転資金	○複数の中央区あっせん融資をまとめること ○元金返済実績1年以上のものを1つ以上含めること	一般区民	2,500万円(融資残高と新規資金500万円までの合計額の範囲内)	年1.1% (年1.2%)	年0.9% (年0.8%)	7年以内 (据置6か月以内を含む)	なし		
小口資金融資 (※全国統一保証制度 責任共有対象外)	一般運転資金	○	運転資金	○全国の信用保証協会保証付融資残高との合計で2,000万円以下 ○従業員20人(卸・小売・サービス業は5人)以下 ○資本金1,000万円以下かつ従業員10人(卸・小売・サービス業は4人)以下 (他の小規模企業資金との重複利用不可)	一般区民	2,000万円	年1.1% (年1.2%)	年0.9% (年0.8%)	7年以内 (据置6か月以内を含む)	3分の2		
	小規模企業資金	×			一般区民	1,500万円 2,000万円	年1.7% (年1.8%)	年0.3% (年0.2%)		全額		
	一般設備資金	○	設備資金	○全国の信用保証協会保証付融資残高との合計で2,000万円以下 ○従業員20人(卸・小売・サービス業は5人)以下 ○継続支援資金融資中の「設備資金(生鮮三品、公害対策、省エネ対策)」資格要件と同じ ○全国の信用保証協会保証付融資残高との合計で2,000万円以下 ○資本金1,000万円以下かつ従業員10人(卸・小売・サービス業は4人)以下 (他の小規模企業資金との重複利用不可)	一般区民	2,000万円	年1.1% (年1.2%)	年0.9% (年0.8%)	9年以内 (据置6か月以内を含む)	3分の2		
	生鮮三品 公害対策 省エネ対策	○			一般区民	1,500万円 2,000万円	年1.7% (年1.8%)	年0.3% (年0.2%)		全額		
	小規模企業資金	×			一般区民	1,500万円 2,000万円	年1.7% (年1.8%)	年0.3% (年0.2%)		全額		
	経営改善支援資金	○	運転資金 および 設備資金	○全国の信用保証協会保証付融資残高との合計で2,000万円以下 ○従業員20人(卸・小売・サービス業は5人)以下 ○応援資金融資中の「経営改善支援資金」資格要件と同じ	一般区民	1,500万円 2,000万円	年1.7% (年1.8%)	年0.3% (年0.2%)	7年以内 (据置6か月以内を含む)	一般:3分の2 区民:全額		
	事業承継資金	×	運転資金 および 設備資金	○全国の信用保証協会保証付融資残高との合計で2,000万円以下 ○従業員20人(卸・小売・サービス業は5人)以下 ○3年以内に中央区内で事業承継を予定していること、または中央区内で事業承継後5年以内であること ※M&Aは対象になりません	一般区民	2,000万円	年1.7% (年1.8%)	年0.3% (年0.2%)	7年以内 (据置6か月以内を含む)	全額		
借換資金 (新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金)	×	借換資金	○全国の信用保証協会保証付融資残高との合計で2,000万円以下 ○従業員20人(卸・小売・サービス業は5人)以下 ○中央区新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金の返済中であること	一般区民	2,000万円	年1.7% (年1.8%)	年0.3% (年0.2%)	7年以内 (据置12か月以内を含む)	全額			

※同じ制度融資の重複利用はできません。※小口資金融資は継続支援資金融資の運転資金、設備資金および応援資金融資の経営改善支援資金の限度額に含まれます。※一般:代表者が中央区外に居住していること  
区民:代表者が中央区内に住民登録していること  
\*バーチャルオフィスなど、登記や住所の利用のみで、事業実態が中央区内にはない場合は基本要件の対象外  
※創造支援資金の場合は、創業時点での事務所がバーチャルオフィスの場合は対象外